令和４年４月１日
生活指導部

～学校生活のきまり～

Ⅰ 登校･下校･休日登校･外出

(1) 登校は午前 7 時 30 分からとする。
(2) 下校は午後 5 時までとする。
(3) 土・日曜日・休日その他の休業期間中は原則として登校しない。
※ 但し (1)(2)(3) とも特別な場合はこの限りではない。
(4) 学級閉鎖期間(その都度指定する) 中は一切登校できない。
(5) 登校してから下校するまでは、 校内に居るものとする。やむを得ないときは担任に申し出て生徒手帳の外出の項に許可印をもらい携行して外出する。

Ⅱ 頭髪その他について

頭髪について、パーマやエクステ、モヒカン、過度なツーブロック、剃り込み等の奇抜な髪型、髪の毛の脱色、染色は禁止とする。また、化粧・マニキュアは禁止。ピアス・ネックレス・ブレスレット・指輪・カラーコンタクト等の装飾品は身につけないこと。

Ⅲ 服装の基準

(1) 制服および身だしなみは、清潔を心がけ、高校生としての品位を保つようにする。
(2) 制服は、本校指定の制服(冬服 夏服)を着用する。
校章はプレザーの左襟につける。
冬服:ブレザー ・Y シャツ・ネクタイ・リボン・ズボン・スカート
夏服:Y シャツ・ポロシャツ・ネクタイ・リボン・ズボン・スカート
(3) 夏服の着用期間
6 月 1 日~9 月 30 日
※ ただし、年ごとに各前後 10 日間くらいの移行期間を設けるので、配布されたプリントに注意しその指示に従うものとする。
※夏服期間中に限り、ネクタイ、リボンはつけなくてもよい。
(4) セーター、カーディガン、ベスト
セーター、カーディガン、ベストを着用する場合は、色は黒、紺、茶、グレー、白、ベージュのみで、装飾性のないものに限る。パーカー等を上着の中に着用することは禁止とする。